

番号	様式等	質 問	回 答
1	募集要項1—⑤収容台数(目安)について	現在の当該駐車場及び周辺施設の状況を調査しますと、自動二輪の駐車場が少なく、空地や公道への放置が多く見受けられます。当該駐輪場において、自転車及び原付の目安の収容台数を満たした上で、自動二輪を受け入れることは可能でしょうか。	「港区暫定自転車等駐車場」は「港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」に基づく本格施設である「自転車等駐車場」が整備されるまでの間に、整備するものです。条例に規定する「自転車等」とは「自転車又は原動機付自転車(道路交通法第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車をいう。)」であり、自動二輪は目的外となり、受け入れできません。
2	募集要項1—⑤収容台数(目安)について	運営開始後の利用状況に応じて、自転車・原付の収容台数の変更を行うことは可能でしょうか。その場合は貴庁との協議事項という認識でよろしいでしょうか。	利用状況が大幅に当初想定を下回るなど要因があれば、協議の上、変更する場合はあります。
3	募集要項2—⑨整備、維持管理についての留意事項について	毎週1回以上、当該暫定自転車等駐車場周囲の清掃とありますが、清掃の範囲内を教えてください。	活用エリア図における暫定自転車等駐車場エリアとする約500㎡敷地部分及び出入口部分になります。
4	募集要項2—⑨整備、維持管理の留意事項について	毎週1回以上の施設周囲の清掃を行うとございますが、現状はどのくらいの頻度で行っているのでしょうか。また、清掃範囲についても教えていただけないでしょうか。	現在の暫定自転車等置場は、月1回の清掃を行っています。
5	募集要項2—⑨整備、維持管理の留意事項について	毎週1回以上の清掃を行うと募集要項に記載されていますが、それより多い回数をご提案した場合は評価の対象となりますか。	管理運営全体として評価することになりますが、当然、その中で清掃(内容・回数)なども評価の対象となります。
6	募集要項2—⑨整備、維持管理についての留意事項について	毎月初めに前月の作業報告書を提出とありますが、作業報告書にて報告する内容を教えてください。	清掃作業の実施日・内容などの記載が必要です。
7	募集要項2—⑨整備、維持管理についての留意事項について	現状の出入口パイプ、フェンス、場内白線は残置されるという認識で宜しいでしょうか。	原則、残置する予定ですが、一時保管所の運用に支障がある場合は、暫定自転車等駐車場事業者と協議の上、撤去する場合があります。
8	募集要項2—⑨整備、維持管理についての留意事項について	電源の引込について、敷地内の電源盤の位置を教えてください。	設置される一時保管所の敷地内に設置する予定です。
9	募集要項2—⑨整備、維持管理についての留意事項について	同一敷地内に設置される一時保管所について、活用エリア予定図を見ると当該駐輪場内を通過して、出入りするよう見受けられます。撤去トラックの通行などのため、当該駐輪場内で確保しなければならない通路幅などありますでしょうか。	暫定自転車等駐車場への自転車・原付の通行及び、一時保管所への放置自転車の搬入・搬出に支障のない通路幅を勘案して提案してください。
10	募集要項2—⑨整備、維持管理についての留意事項について	放置禁止区域の指定及び放置自転車の撤去について、現在の周辺状況を見ますと、お台場海浜公園駅北口の階段及びテレポートデッキ階段付近の民間管理敷地内に放置自転車が多く発生しています。公道での取り締まりに加え、駅や東京都住宅供給公社と放置禁止への協同を行う予定はありますでしょうか。	ご指摘の用地は東京都港湾局用地と、東京都住宅供給公社及びUR都市機構の建物セットバック部分になります。これらの用地については、所有者と放置禁止区域の設定に当たり、協議していくことになっています。
11	募集要項2—⑨整備、維持管理の留意事項について	一時保管所エリアの予定地については、選定後の協議によって範囲を変更する場合もあるという認識でよろしいでしょうか。	原則、位置・範囲について募集要項に記載したとおりです。ただし、一時保管所の設計・設置の中で、若干の変更はあります。
12	募集要項2—⑨整備、維持管理の留意事項について	令和2年7月よりの放置禁止区域の指定し撤去活動を実施予定と思いますが、放置禁止区域の指定範囲を教えてください。	放置禁止区域については募集要項P2に記載のとおり、お台場海浜公園駅から半径300mの範囲で設定する予定で、現在、調整中です。

